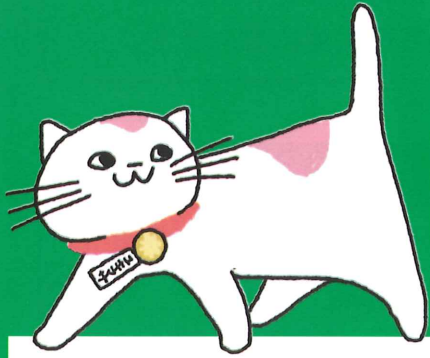


# 裁判その前に!



行政書士  
ADRセンター宮城



# 話し合いで 解決

## 自転車事故



## 敷金トラブル



詳細はお問い合わせ下さい。

<取扱う紛争分野>

- ① 宮城県内において発生した自転車と自転車又は自転車と歩行者との事故に関する紛争
- ② 宮城県内に所在する居住用賃貸借建物についての敷金の返還又は当該建物の原状の回復に関する紛争

〒980-0803 仙台市青葉区国分町3丁目3-5 リスズビル5F 宮城県行政書士会内

なくな、くなんは一緒に考えよう

月~土



022-797-9701

10:00~16:00  
祝祭日を除く

# 取り扱うトラブル

## 自転車事故



自転車 対 自転車の事故  
自転車 対 歩行者の事故

## 敷金トラブル



賃貸借住宅の原状回復や  
敷金返還に関するもの

※いずれも宮城県内で発生したもの

裁判はちょっとなあ・・・



## そんな時はADRセンターへ！

トラブルを  
話し合いで解決する  
サポートを  
いたします。



まずはご相談を！

なくな、くなんは一緒に考えよう

**TEL 022-797-9701**

受付時間：月～土（日祝祭日を除く） 10:00～16:00

## 「ADR」ってなあに？

「ADR(裁判外紛争解決手続)」は、裁判をせずにもめごとを解決する手段です。

具体的には、調整(仲介)役である調停人とともにご本人同士が同じ席上で話し合い、「合意書」として結果を文書に残します。

## 裁判とはどう違うの？

	裁判	ADR
介在する人は？	裁判官	調停人(行政書士・弁護士)
話し合うのは？	一般的に弁護士	当事者自身
解決内容は？	裁判官が決める (法律・判例で決定)	当事者双方が決める (話し合いで決定)
費用は？	比較的高額	比較的安価
期間は？	一般的に長期間	比較的短期間
公開・非公開	公開	非公開
強制執行力	及ぶ	及ばない

## 調停の進め方

当事者が互いに話し合っただけで納得するポイントを見つけ出していく方法(自主交渉援助型)を採用しております。

その際、調停人は中立な立場をとるため法的な判断を避けさせていただきます。

## ◆◆手数料◆◆ (消費税別)

- 1、申込手数料 10,000円
- 2、調停手数料 1回あたり 6,000円

※ 学割・各種減免あり。お問い合わせください。

## 行政書士ADRセンター宮城について



かいぱりぽーと  
調停紛争解決サービス

「ADR法(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律)」に基づく、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。トラブルを話し合いで解決して頂く場所と機会を提供しております。当センターでは、「自転車事故」「賃貸借住宅」に関するトラブルについて専門的知識を備えた行政書士と弁護士が調停人として対応します。



名称：行政書士ADRセンター宮城(認証番号第147号)  
 電話番号：022-797-9701 FAX：022-797-9702  
 受付時間：月～土(日祝祭日を除く) 10:00～16:00  
 所在地：宮城県仙台市青葉区国分町3丁目3-5 リズビル5F(宮城県行政書士会内)